

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月4日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第35号

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成11年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「徴収」を「徴収等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の納期限までに納付しない手数料がある者に対し、当該手数料が納付されるまでの間、し尿の収集を停止することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に納期限が到来するし尿の収集及び運搬の手数を納付すべき者について適用し、同日前に納期限が到来したし尿の収集及び運搬の手数を納付すべき者については、なお従前の例による。